

令和2年4月7日

教育研究職員（※）各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長  
学長 田野 俊一

### 新型コロナウイルスの感染症対策に伴う「在宅勤務」の運用等について

本学の新型コロナウイルスの感染症対策に伴う教職員の勤務態勢については、4月1日及び4月3日付け「新型コロナウイルスの感染症対策に伴う教職員の勤務態勢について」のとおり通知されたところですが、その運用等については、次のとおりお願いします。

#### ●在宅勤務

##### ◎「在宅勤務」の定義

ここでいう「在宅勤務」とは、自宅を就業場所として通常業務をリモートワークで行う勤務形態であるほか、リモートワークの環境が整わない場合であっても、メールや電話をもって業務連絡などを行うものを含むものとする。

##### <事前の手続き>

在宅勤務の実施について、事前の手続は不要とする。

##### <休暇申請>

休暇の取得については、これまでと同様取得することは可能です。

なお、在宅勤務中の申請も考えられることから、申請は、後日の出勤時に申請できるものとする。

##### <在宅勤務のエビデンス>

勤務状況管理システムに在宅勤務した時間を入力するとともに、備考欄に「在宅勤務」と記載する。また、同システムに入力できない場合は、後日出勤簿に押印する。

##### <在宅勤務した場合の通勤手当>

出勤したものとみなし、減額せず支給する。

##### <在宅勤務に伴う消耗品や通信費について>

消耗品については、大学で有する消耗品を払い出すものとし、通信費については支援しない。

- ◎ 各専攻及び研究室所属の非常勤職員等に関する「在宅勤務」等の運用については、別途お知らせします職員（教育研究職員を除く）宛「新型コロナウイルスの感染症対策に伴う「在宅勤務」「出勤制限（シフト制）」の運用等について」をご覧ください。

#### ※（教育研究職員）

- ・教育研究職員（教授、准教授、講師、助教）
- ・特任教員（特任教授、特任准教授、特任助教）
- ・特任研究員
- ・センター等所属の研究員、研究支援員、技術支援員、研究支援推進員